議案第６２号

木祖村フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

木祖村フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を別案のように改正する。

よって、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により議会の議決を求める。

令和８年１１月２６日　　提　　出　　木祖村長　奥　原　秀　一

令和８年１１月　　日　　議　　決　　議会議長　栗　屋　正　一

木祖村フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

木祖村フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例（令和元年木祖村条例第27号）の一部を次のように改正する。

目次中「第30条」を「第36条」に、「第31条―第33条」を「第37条―第39条」に改める。

第2条中「給料」の次に「、扶養手当、住居手当」を加える。

第33条を第39条とし、第32条を第38条とし、第31条を第37条とする。

第3章中第30条を第36条とし、第23条から第29条までを6条ずつ繰り下げる。

第22条中「第19条」を「第24条」に改め、同条を第28条とし、第11条から第21条までを6条ずつ繰り下げ、第10条を第16条とし、第3章中同条の前に次の6条を加える。

（扶養手当の支給）

第10条　フルタイム会計年度任用職員の扶養手当の支給については、給与条例の適用を受ける一般職の常勤職員の例による。

（扶養手当の額）

第11条　フルタイム会計年度任用職員の扶養手当の額については、給与条例の適用を受ける一般職の常勤職員の例による。

（扶養手当の支給方法）

第12条　フルタイム会計年度任用職員の扶養手当の支給方法については、給与条例の適用を受ける一般職の常勤職員の例による。

（住居手当の支給）

第13条　フルタイム会計年度任用職員の住居手当の支給については、給与条例の適用を受ける一般職の常勤職員の例による。

（住居手当の額）

第14条　フルタイム会計年度任用職員の住居手当の額については、給与条例の適用を受ける一般職の常勤職員の例による。

（住居手当の支給方法）

第15条　フルタイム会計年度任用職員の住居当の支給方法については、給与条例の適用を受ける一般職の常勤職員の例による。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。

2　第1項の規定による改正後の木祖村フルタイム会計年度任用職員の給与に関する

条例の一部を改正する条例の規定は、令和8年10月1日から適用する。

木祖村フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例（令和元年木祖村条例第27号）新旧対照表

現行	改正後（案）
目次 第1章　総則（第1条―第3条） 第2章　給料（第4条―第9条） 第3章　手当（第10条―第30条） 第4章　雑則（第31条―第33条） 附則 （給与の種類） 第2条　この条例においてフルタイム会計年度任用職員の「給与」とは、給料、通勤手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当をいう。	目次 第1章　総則（第1条―第3条） 第2章　給料（第4条―第9条） 第3章　手当（第10条―第36条） 第4章　雑則（第37条―第39条） 附則 （給与の種類） 第2条　この条例においてフルタイム会計年度任用職員の「給与」とは、給料、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当をいう。 （扶養手当の支給） 第10条　フルタイム会計年度任用職員の扶養手当の支給については、給与条例の適用を受ける一般職の常勤職員の例による。 （扶養手当の額） 第11条　フルタイム会計年度任用職員の扶養手当の額については、給与条例の適用を受ける一般職の常勤職員の例による。 （扶養手当の支給方法） 第12条　フルタイム会計年度任用職員の扶養手当の支給方法については、給与条例の適用を受ける一般職の常勤職員の例による。 （住居手当の支給）

	第13条　フルタイム会計年度任用職員の住居手当の支給については、給与条例の適用を受ける一般職の常勤職員の例による。
	（住居手当の額）
	第14条　フルタイム会計年度任用職員の住居手当の額については、給与条例の適用を受ける一般職の常勤職員の例による。
	（住居手当の支給方法）
	第15条　フルタイム会計年度任用職員の住居当の支給方法については、給与条例の適用を受ける一般職の常勤職員の例による。
（通勤手当の支給）	（通勤手当の支給）
第10条　（略）	第16条　（略）
（通勤手当の額）	（通勤手当の額）
第11条　（略）	第17条　（略）
（通勤手当の支給方法）	（通勤手当の支給方法）
第12条　（略）	第18条　（略）
（特殊勤務手当の支給）	（特殊勤務手当の支給）
第13条　（略）	第19条　（略）
（特殊勤務手当の額及び支給方法等）	（特殊勤務手当の額及び支給方法等）
第14条　（略）	第20条　（略）
（特地勤務手当等の支給）	（特地勤務手当等の支給）
第15条　（略）	第21条　（略）
（特地勤務手当等の額）	（特地勤務手当等の額）
第16条　（略）	第22条　（略）
（特地勤務手当等の支給方法）	（特地勤務手当等の支給方法）

第17条　（略） （時間外勤務手当） 第18条　（略） （休日勤務手当） 第19条　（略） （夜間勤務手当） 第20条　（略） （宿日直手当） 第21条　（略） （時間外勤務手当等の支給日） 第22条　第19条から前条までの規定によるフルタイム会計年度任用職員の給与の支給については、給与条例の適用を受ける一般職の常勤職員の例による。 （期末手当の支給） 第23条　（略） （期末手当の額） 第24条　（略） （期末手当の支給制限） 第25条　（略） （期末手当の支給の一時差止め） 第26条　（略） （勤勉手当の支給） 第27条　（略）	第23条　（略） （時間外勤務手当） 第24条　（略） （休日勤務手当） 第25条　（略） （夜間勤務手当） 第26条　（略） （宿日直手当） 第27条　（略） （時間外勤務手当等の支給日） 第28条　第24条から前条までの規定によるフルタイム会計年度任用職員の給与の支給については、給与条例の適用を受ける一般職の常勤職員の例による。 （期末手当の支給） 第29条　（略） （期末手当の額） 第30条　（略） （期末手当の支給制限） 第31条　（略） （期末手当の支給の一時差止め） 第32条　（略） （勤勉手当の支給） 第33条　（略）

（勤勉手当の額） 第28条　（略） （勤勉手当の支給制限） 第29条　（略） （勤勉手当の支給の一時差止め） 第30条　（略） （給与の減額） 第31条　（略） （勤務1時間当たりの給与額） 第32条　（略） （委任） 第33条　（略）	（勤勉手当の額） 第34条　（略） （勤勉手当の支給制限） 第35条　（略） （勤勉手当の支給の一時差止め） 第36条　（略） （給与の減額） 第37条　（略） （勤務1時間当たりの給与額） 第38条　（略） （委任） 第39条　（略）